

## 長岡造形大学大学院博士の学位に関する長岡造形大学大学院学位規程施行細則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、長岡造形大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第19条の規定に基づき、長岡造形大学（以下「本学」という。）が授与する博士の学位について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この細則において課程申請者とは、学位規程第3条第2項の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

2 この細則において論文申請者とは、学位規程第3条第3項の規定に基づき、博士の学位授与の申請をしようとする者をいう。

### 第2章 課程修了による学位授与

#### (課程申請者の資格)

第3条 学位規程第4条第2項に定める博士論文の提出により博士の学位を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本大学院の博士（後期）課程（以下「博士課程」という。）に所定の年限以上在学し、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた者。
  - (2) 同課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学（以下「単位取得満期退学」という。）した者のうち、最初の退学後2年以内に再入学した者。
- 2 前項に規定する在学の期間は、特に優れた研究業績を上げた者についてはこの限りでない。

#### (博士論文等の提出)

第4条 前条により博士論文の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類（以下「博士論文等」という。）を長岡造形大学大学院学則第20条に規定する研究指導を行う教員（以下「指導教員」という。）の承認を経て学長に提出する。

- (1) 学位授与申請書（課程博士） 1部
- (2) 博士論文（A4版、和文又は英文） 正本1部、副本4部
- (3) 博士論文要旨（A4版2,000字程度の和文及びA4版3枚程度の英文） 各5部
- (4) 論文目録及び別刷 各5部

(5) 履歴書 5部

- 2 課程申請者は前項に規定する博士論文等として、必要に応じて研究作品一式を提出することができる。
- 3 課程申請者は博士論文等の提出に先立ち、審査付投稿論文を2編以上学会等に発表(以下、「学会発表等」という。)し、研究科委員会が定める中間発表を行わなければならない。
- 4 前項に規定する学会発表等は、第2項及び次の各号のすべてに該当する場合には、これに代えることができる。
  - (1) 審査付投稿論文を1編以上学会等に発表していること
  - (2) 全国的あるいは国際的規模の展覧会、コンクール等に作品を出展し、2回以上の受賞歴を有し、またはそれに準ずる成果を挙げていること

(学位授与の申請時期)

第5条 前条第1項に定める書類等を提出する時期は、研究科委員会が別に定める。

(副査候補者の選出)

第6条 学位規程第6条第3項に定める審査委員会の主査(以下「主査」という。)は提出された論文の主題等に応じて副査候補者を選出し、研究科委員会に推薦する。

(論文発表会)

第7条 博士論文の審査の一環として、論文発表会を公開で実施する。

- 2 課程申請者は、論文発表会で、博士論文の発表を行う。
- 3 主査は、論文発表日の日程等を定め、課程申請者に通知するとともに、これを実施日の1週間前までに公示する。

(博士論文の審査及び最終試験の結果報告)

第8条 博士論文の審査及び最終試験(以下「論文審査等」という。)の成績は、審査委員会が博士論文の審査と最終試験を別々に判定し、評価は合格又は不合格で表す。

- 2 審査委員会は、学位授与の可否に関する意見をまとめ、論文審査等を終了する。
- 3 審査委員会は、論文審査等が終了したときは、博士論文の要旨、審査結果の要旨並びに博士論文審査結果及び最終試験結果報告書を研究科委員会に提出する。

(学位授与の審議及び議決)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、課程申請者に学位を授与すべきか否かを審議する。

- 2 研究科委員会は、前項の結果を学長に報告する。

(博士論文の保管)

第10条 前条により学位を授与されることが決定した者の博士論文は、審査終了後、主査が本学附属図書館に1部を提出し、本学附属図書館が保管及び公開するものとする。

(学位授与の時期)

第11条 学位記の授与は、3月及び9月に行う。

### 第3章 論文提出による学位授与

(論文申請者の資格)

第12条 学位規程第4条第3項に定める博士論文の提出により博士の学位を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単位取得満期退学した者のうち、第3条第1項第2号に該当しない者。
- (2) 大学卒業後原則5年以上又は大学院博士課程の前期課程又は修士課程修了後3年以上の研究歴を有する者。
- (3) 前号に規定する者と同等以上の研究歴を有する者。

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学し研究に従事した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他研究科委員会が認めた研究に従事した期間

(博士論文等の提出)

第13条 前条により博士論文の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に別に定める博士論文審査手数料を添えて、研究科委員会が指定する教員及び研究科長の確認を経て学長に提出する。

- (1) 学位授与申請書(論文博士) 1部
- (2) 博士論文(A4版、和文又は英文) 正本1部、副本4部
- (3) 博士論文要旨(A4版2,000字程度の和文及びA4版3枚程度の英文) 各5部
- (4) 論文目録及び別刷 各5部
- (5) 履歴書 5部
- (6) 研究従事内容証明書 1部
- (7) 最終学歴の証明書 1部

2 論文申請者は、前項に定める書類の提出に先立ち、審査付投稿論文を4編以上学会等

に発表しなければならない。

- 3 学長に受理された第1項に規定する書類及び博士論文審査手数料は、原則として返還しない。

(学位授与の申請時期)

第14条 論文申請者が前条に定める書類等を提出する時期は、研究科委員会が別に定める。

(副査候補者の選出)

第15条 学位規程第6条第3項に定める審査委員会の主査は提出された博士論文の主題等に応じて副査候補者を選出し、研究科委員会に推薦する。

(論文発表会)

第16条 博士論文の審査の一環として、論文発表会を公開で実施する。

- 2 論文申請者は、論文発表会で、博士論文の発表を行う。
- 3 主査は、論文発表日の日程等を定め、論文申請者に通知するとともに、これを実施日の1週間前までに公示する。

(論文審査等及び学力の確認の結果報告)

第17条 論文審査等及び学力の確認の結果は、審査委員会が博士論文の審査、最終試験及び学力の確認をそれぞれ別々に判定し、評価は合格又は不合格で表す。

- 2 審査委員会は、学位授与の可否に関する意見をまとめ、論文審査等及び学力の確認を終了する。
- 3 主査は、論文審査等及び学力の確認が終了したときは、博士論文の要旨、審査結果の要旨並びに博士論文審査結果、最終試験結果及び学力の確認結果報告書を研究科委員会に提出するものとする。
- 4 審査委員会は、前項の報告を審査の申請が受理された日から1年以内に行わなければならない。

(学位授与の審議及び議決)

第18条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、論文申請者に学位を授与すべきか否かを審議する。

- 2 研究科委員会は、前項の結果を学長に報告する。

(博士論文の保管)

第19条 前条により学位を授与されることが決定した者の博士論文は、審査終了後、主

査が本学附属図書館に1部を提出し、本学附属図書館が保管及び公開するものとする。

(学位授与の時期)

第20条 学位記の授与は、3月及び9月に行う。

(委任)

第21条 この細則に定めるもののほか、博士の学位に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(博士論文等の提出)

2 平成29年度以前の入学者には、第4条第2項及び第4項の規定は適用しない。